一定の額を超える手付金等を売主が受け取る場合の保全の方法について記載されています。

## Dictionary <br> ［用語解説］

## 手付金等の保全措置

［てつけきんとう の ほぜんそち］
売主が物件を引渡せない等の不測の事態が生じた場合に，
物件の引渡し前に買主が売主に支払う手付金等（手付金，中間金）について，
確実に買主に返還することができるよう第三者に保管させる等の方法で保全することを
「手付金等の保全」といいます（宅地建物取引業法第41条•第41条の2）。

## 5

支払金または預り金の保全措置の概要買主からの支払金•預り金について
保全措置を講じる場合は，その方法等を説明いたします。

## 6金銭の貸借のあっせん

売主があっせんするホームローン等のご説明です。


